

人間ドック等助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岡山県関係職員労働組合連合が、組合員のうち特に高年齢者の健康増進のため、その人間ドック等の受診にかかる個人の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金交付の対象者は、毎年4月1日時点において、49歳以上の組合員であって、地方職員共済組合が実施する人間ドック、脳ドックまたは岡山県が実施する総合健康診断を受診した者とする。ただし、人間ドックおよび総合健康診断については、毎年4月1日時点において、34歳以上48歳以下の組合員も対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、毎年4月1日時点において34歳以上の組合員であって、地方職員共済組合が実施する人間ドック、脳ドックまたは岡山県が実施する総合健康診断を受診できない次のいずれかに該当する者については、それぞれ該当年齢において類似する健診等を受診したことをもって、助成金交付の対象とする。

- (1) 公益法人等への派遣者
- (2) 他県等への派遣者のうち派遣先で受診した者
- (3) 教育庁所属の者
- (4) 短時間勤務の再任用職員
- (5) 岡山県関係職員労働組合連合役職員
- (6) その他本人の責によらず、地方職員共済組合が実施する人間ドック、脳ドックまたは岡山県が実施する総合健康診断を制度上受診できない者

(助成額)

第3条 助成額は毎年4月1日時点において、次のとおりとする。

- (1) 34歳以上48歳以下の組合員では、人間ドック・総合健康診断を受診した場合は、2,000円とする。
- (2) 49歳以上59歳以下の組合員では、人間ドック・総合健康診断または類似する健診等を受診した場合は、5,000円とする。脳ドックを受診した場合は、5,000円を上乗せする。
- (3) 60歳以上の組合員では、人間ドック・総合健康診断または類似する健診等（ただし、胃内視鏡検査は含まない）を受診した場合は、10,000円（自己負担額が10,000円未満の場合はその額）とする。脳ドックを受診した場合は、5,000円を上乗せする。

2 前項の規定にかかわらず助成額は、受診した健診等において定められている自己負担額を上限とするものであり、オプション検査のうち地方職員共済組合が実施する人間ドック、脳ドックまたは岡山県が実施する総合健康診断の受診内容に含まれるもの以外にかかる費用は含まないこととする。

(申請書の提出)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、人間ドック等助成金交付申請書（別記様式）に必要事項を記入し、原則受診した医療機関の領収書を添付して、執行委員長に申請するものとする。ただし、申請は受診の日から3ヶ月以内とする。

(その他)

第5条 この要綱の改廃は、執行委員会で決定する。

附 則

1 この要綱は、2007年4月1日から施行する。

- 2 この要綱は、2009年7月31日から改正施行する。
- 3 この要綱は、2013年7月1日から改正施行する。
- 4 この要綱は、2016年4月1日から改正施行する。
- 5 この要綱は、2018年5月22日から改正施行する。
- 6 この要綱は、2022年4月1日から改正施行する。